

# 長野県住宅供給公社ゼロエネ住宅助成金交付要綱

〔令和4年10月18日  
制 定〕

(趣旨)

第1 この要綱は、長野県住宅供給公社（以下、「公社」という。）が分譲する宅地を購入した者が、当該宅地に信州健康ゼロエネ住宅を建設した場合に助成金を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(助成対象者)

第2 助成対象となる者は、次の全てに該当する者とする。

- (1) 公社と宅地売買契約を締結した際の契約当事者、または本助成金申請時点において契約当事者と同居となっている者で、当該宅地引受け後3年以内に自ら居住する住宅の建設を完了した者
- (2) 長野県が定める信州健康ゼロエネ住宅助成金交付要綱第3の規定に該当し、同要綱第12の助成金の額が確定している者

(助成金の額)

第3 助成金の額は200,000円とする。

(助成金の交付申請)

第4 助成金の交付の申請をしようとする者は、長野県住宅供給公社ゼロエネ住宅助成金交付申請書(様式第1号)を公社に提出するものとする。

(交付の決定)

第5 公社は、第4に基づく助成金交付申請があったときは、当該申請に係る書類等の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、助成金を交付すべきものと認めるときは、交付の決定をする。

(助成金の交付請求)

第6 助成金の交付を請求しようとする者は、長野県住宅供給公社ゼロエネ住宅助成金請求書(様式第3号)を公社に提出するものとする。

(交付決定の取消し)

第7 助成金の申請者が不正の手段により交付決定を受けたことが判明した場合、公社は交付の決定を取消すものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年10月18日から施行する。

(要綱の失効)

2 この要綱は、長野県が定める信州健康ゼロエネ住宅助成金交付要綱に基づく助成金交付事業の終了した日から起算して3年を経過した日以後、最初の3月31日にその効力を失う。ただし、失効以前にこの要綱に基づき既になされた交付申請に係る助成金の交付に関しては、同日以後も、なお、その効力を有する。

(様式第1号)

## 長野県住宅供給公社ゼロエネ住宅助成金交付申請書

令和 年 月 日

長野県住宅供給公社

理事長 様

住 所

氏 名

㊞

電話番号

長野県住宅供給公社ゼロエネ住宅助成金の交付を受けたいので、申請します。  
なお、当申請書及び添付書類に記載の事項は、事実と相違ありません。

(添付書類)

- ・ 宅地売買契約書 (写)
- ・ 申請対象建物の検査済証 (写)
- ・ 長野県が定める信州健康ゼロエネ住宅助成金交付要綱に規定する助成金の額を確定する通知 (写)
- ・ 公社分譲地の契約当事者と申請人が異なる場合は、住民票 (写)

(様式第2号)

## 長野県住宅供給公社ゼロエネ住宅助成金交付決定通知書

令和 年 月 日

様

長野県住宅供給公社

理事長

令和 年 月 日付け提出のありました長野県住宅供給公社ゼロエネ住宅助成金交付申請につきまして、下記のとおり交付が決定いたしました。つきましては、長野県住宅供給公社ゼロエネ住宅助成金交付要綱第6に基づき、長野県住宅供給公社ゼロエネ住宅助成金請求書により請求してください。

記

対象者氏名		
購入宅地	団地	号
助成金額	金 200,000 円	

(様式第3号)

長野県住宅供給公社ゼロエネ住宅助成金請求書

令和 年 月 日

長野県住宅供給公社

理事長 様

住 所

氏 名 ⑩

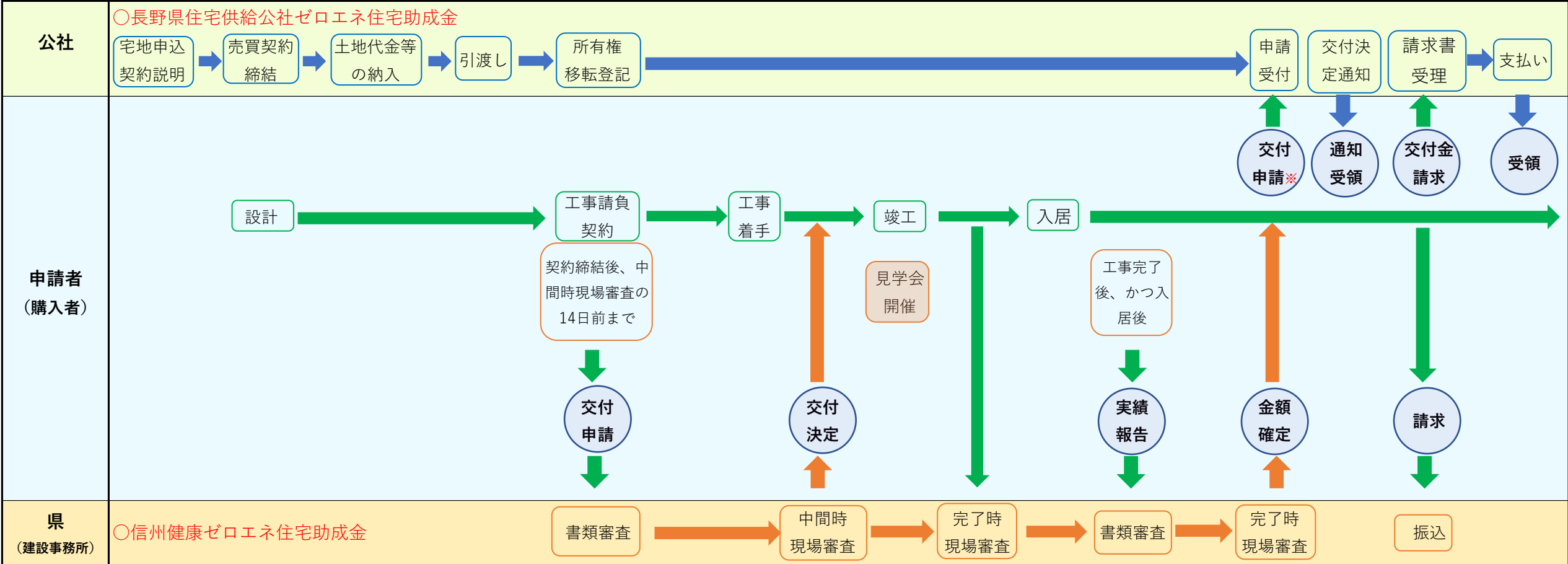
電話番号

標記助成金について、長野県住宅供給公社ゼロエネ住宅助成金交付要綱第6に基づき下記のとおり請求します。

記

請求金額	金 200,000 円		
振 込 先	金 融 機 関 名	銀行 金庫 農協 信組	本店 支店 本所 支所
	口座番号	普通 ・ 当座	
	口座名義人 (カナ)		

# 長野県住宅供給公社ゼロエネ住宅助成金申請手続きの流れ



※ (添付書類)

- ・ 宅地売買契約書 (写)
- ・ 申請対象建物の検査済証 (写)
- ・ 長野県が定める信州健康ゼロエネ住宅助成金交付要綱に規定する助成金の額を確定する通知 (写)